

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等
概要	喫煙目的室設置施設の管理権原者に、喫煙場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たしていない場合、又は、喫煙目的室の構造又は設備が定められた技術的基準に適合しなくなった場合は、喫煙目的室設置施設標識等を除去し、当該喫煙目的室が政令で定める要件を満たすまでの間、又は技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止するよう勧告や命令等を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第36条
処分基準	<p>1 喫煙目的室設置施設が法第28条第7号の政令で定める要件を満たしていないと認める場合は、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>2 喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が法第35条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなった場合は、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が法第35条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>3 前2項により勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>4 第1項又は第2項による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	